

平成 28 年度 一般社団法人福岡成年後見センター事業計画案

一. 法人内での取組事項

1. 業務管理委員会

毎月、業務管理委員会を実施し、各担当案件の問題点について、法律職・福祉職・事務局が協議・検討し、法人の選任案件全体の業務遂行にも生かせるよう、十分な情報交換に努める。

平成 28 年度 公開講座・相談会・業務監理委員会 日程表

			法律職			福祉職		
4月22日		業務監理委員会	緒方	疋田	吉原	飯尾	廣田 (文)	田邊
5月20日		業務監理委員会	安孫子	高木	三浦	吉良	陣内	渡辺
6月24日		業務監理委員会	内田	疋田	吉原	大畑	小山	白濱
7月22日		業務監理委員会	緒方	小宮	三浦	飯尾	隈部	三島
8月26日		業務監理委員会	安孫子	疋田	吉原	桂木	古賀	渡辺
9月30日		業務監理委員会	内田	稲谷	三浦	片本	陣内	廣田 (文)
10月28日		業務監理委員会	安孫子	疋田	吉原	飯尾	小山	白濱
11月25日	公開講座・ 相談会	業務監理委員会	小宮	崎山	野林	隈部	田邊	渡辺
12月16日		業務監理委員会	内田	疋田	三浦	桂木	廣田 (悦)	古野
1月27日		業務監理委員会	緒方	高木	吉原	飯尾	小山	三島
2月24日		業務監理委員会	安孫子	疋田	三浦	吉良	古賀	廣田 (文)
3月24日		業務監理委員会	内田	世良	吉原	白濱	豊島	渡辺

2. 法人財産の確保

法人の運営費用は、家庭裁判所へ報酬付与申立を行うことによって得られる報酬のみによって賄われているところ、この報酬付与申立の時期を原則として本人の誕生月に限るとの新方針を家庭裁判所が打ち出したため、平成 28 年度に関しては、報酬付与申立が制限され、それに伴い法人の収入が伸び悩む見込みである。

そのため、事務局としては法人財産の確保のため、下記の対策をとることとした。

(1) 裁判所への報酬付与申立について

これまで法律職に依頼してきた申立の実情の作成について、経費削減のため、原則として事務局でこれを作成することとした。

(2) 相続人調査について

これまで、後見事務の終了報告は代表相続人へ財産を引き継いだことを報告すれば足りたが、家庭裁判所の書式が変更になり、全ての相続人へ通知を行ったか否かも問われるようになった。そのため、相続人調査が必要となったが、これまで法律職に依頼していた相続人調査につき、経費削減のため原則として事務局でこれを行うこととした。

(3) 事務局残業手当について

下記の通り事務処理の効率化を図り事務局の残業手当の削減に取り組むこととした。

2. 業務の効率化のための取り組み

(1) 原則として毎月 1 回、事務局内で会議を行う。

毎月事務局内で会議を行い、翌月申し立てる案件について、迅速に申立を行うことができるか確認作業を行うとともに、記録の整理を行い問題点の早期発見に努める。

(2) 事務作業の効率的な処理体制について

事務作業についてマニュアル化を徹底する。

二. 対外的な取組事項

1. 広報・普及活動の推進

(1) 成年後見制度及びセンターの広報については、公開講座・相談会・報告集会を年 1 回開催し、後見制度への理解と広報普及活動を推進する。

(2) 法人のチラシ・パンフレットを作成し、積極的に法人の PR 活動を行う。

(3) 法人のホームページの維持・更新を継続する。

(4) 新規相談を受けた際に、あさひをどこで知ったか確認し、どのような広報活動が効果的か模索する。